

防火水槽点検業務委託特記仕様書

明石市消防局管理の防火水槽の点検業務を下記により委託する。

1 業務内容

(1) 調査業務

受託者は、下記に掲げる項目について調査を実施する。

区分	調査項目	内容
目視調査	ひび割れ	ひび割れの形状（幅、長さ）やひび割れ付近の状況を観察し、計測する。
	変形（たわみ）	目視で認められた、たわみを計測する。
	鉄筋露出	鉄筋の露出状況を観察し、箇所数を把握する。
	剥離・剥落・欠損・豆板	深さ 20mm以上の箇所に対して、概略の発生面積を把握する。
	侵入水の有無	侵入水が認められる箇所数を把握する。
	補修跡	補修跡の箇所数を把握するとともに概略の面積を把握する。
簡易調査	打音検査	コンクリートの表面をたたき、異常音がしないかどうかで内部欠陥や強度劣化の可能性を探る。
	圧縮強度推定試験	シュミットハンマーによりコンクリート表面を打撃し、その反発硬度から圧縮強度の推定を行う。

(2) 調査に係る作業等

受託者は、調査実施にあたり下記の作業を実施する。

ア 防火水槽の水抜き

イ 防火水槽内の汚泥及び堆積物の除去

ウ 防火水槽内面の洗浄

エ 調査後の防火水槽への水張り及び水張り中の監視警備

（消防が事前に指定する直近消火栓から取水）

2 業務場所

別表 1 の通り

3 実施予定表の提出

契約締結後速やかに点検予定日について消防局警防課と協議すること。

4 報告

受託者は防火水槽ごとに危険度等を判定し、その内容を報告すること。また判定要素をまとめた報告書を作成すること。

5 支払条件

支払条件にあつては、全額完了払とする。

6 その他

- (1) 原則として、現地調査、データ入力等に係る機材等は受託者において準備すること。
- (2) 点検時に発覚した重大な損傷等については、随時、消防局警防課へ報告し、その指示を受けるものとする。また、軽微な損傷等については報告書にまとめるものとする。
- (3) 点検に係る道路占用等については、受託者において申請すること。

点検時及び給水時の交通誘導員の配置人数は、以下の通りとする。尚、警察協議において変更が生じた場合には受託者において負担するものとする。

業 務 場 所	交通誘導員 A	交通誘導員 B	備 考
266304 ツバキ公園	—	1	
266302 高丘東公園	—	1	
265303 UR 大久保東第3 東第3 団地 55 号棟西	—	1	

交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A（交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員）以外の交通誘導に従事するもの。

- (4) 防火水槽の水張りに使用する水源については、委託者が指定する消火栓もしくは別途指示するものを活用すること。
- (5) 防火水槽内の汚泥については、受託者において適正に処分するものとする。
- (6) 仕様の定めのない事項については、別途協議するものとする。